

文教常任委員会 議事録

飯田（満）委員

私からは、質問を三つ用意していたんですけども、和解事案と教育委員会制度につきましては、また別の機会にやらせていただきたいと思います。

まず最初に、教育局の12月補正予算に関連して、定県第163号議案、学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案でありますけれども、今回の条例案につきましては、10月20日の人事委員会勧告を受けて、月の給料を民間較差で0.42%解消するというので、1,700円一律で上げていくと、こういう内容であります。

一方で、平成27年度の給与改定も同時に条例案として出されておりました、27年度の給与改定については、国に準じて給与制度の総合的見直しを実施するというので、人事委員会勧告どおり、平均して約2%の水準の引下げを今後逆に行うんだと、こういう条例です。

それから、それに続いて単身手当などは引上げ、特殊勤務手当ですけども、特殊学校手当は廃止、夜間特殊業務手当も廃止、こういう条例案を出されているんですけども、人事委員会勧告における引上げと、同時に国の制度の改正によって引き下げること、この二つを今回条例で一つにまとめて出されたという、この意味についてお伺いしたいんですが。

柿木教職員企画課長

まず、今回人事委員会勧告におきましては、今年度、平成26年度におけます民間と公務員との給与の差の部分について、較差を埋めるようにという改定がございました。併せまして、平成27年度の給与に関するものとしたしまして、国のほうで今回、給与制度の総合見直しということを行います。それにつきましては、国のほうの全ての給料表を平均2%、民間の給与水準の一番低い地域に合わせるという改革を国で実施いたします。

それに準じまして、本県におきましても各種給料表を平均で約2%引き下げるということを行いますので、今回、人事委員会勧告が、26年度の給与改定に係る部分と27年度からの新たな給与制度に係る部分の勧告が出ておりますので、今回この給与条例に関しましても、26年度分、27年度分という形で改定をさせていただいているものでございます。

飯田（満）委員

今回、26年度の人事委員会勧告、27年度の国の制度の改正による2%引上げ、これによって給料が27年度以降、国に準じて2%引き下げようと、26年度は上がりますけれども27年度は下がるという、全体的に下がるという方もいらっしゃると思いますが、どういう方が給料減になるのでしょうか。

柿木教職員企画課長

26年度で一旦、一律1,700円、官民格差で給料が上がりますけれども、27年度からにつきましては平均2%ということですので、端的に言いますと、全ての方が給料月額は下がるということになります。

飯田（満）委員

26年度は給料が上がるんだけど27年度から下がると、こういう状況の内容と理解をいたします。

そこでなんですけれども、今回、人事委員会勧告において7年ぶりのプラス勧告が出されているわけなんですけれども、一方で、本県は財政が非常に厳しいという状況の中において、例えば

民間企業であれば、企業の業績が悪ければ賃金はもちろん上がりませんけれども、今回の人事委員会勧告を受けて、神奈川県として地方公務員の給与については、具体的に誰がどのような形で決定をするのか伺いたいと思います。

柿木教職員企画課長

まず、地方公務員の給与なんですけれども、地方公務員法におきまして、生計費、それから国、他の地方公共団体の職員の給与、さらに民間企業の賃金との均衡を考慮して定めなければならないというふうに規定されております。

また、公務員は民間企業と異なり、労働法上の団体交渉による給与等の労働条件の決定が認められておりませんので、労働基本権の制約の代償措置といたしまして人事委員会勧告制度というものが設けられております。人事委員会は中立の第三者機関といたしまして、地方公務員と民間の企業の実態調査を行いまして、比較をして、国家公務員ですとか他県の状況も勘案しながら、本県の職員について法的措置というものを、議会と、それから県知事のほうに勧告を行っております。

このように、人事委員会の行う勧告といいますのは、地方公務員法に規定する給与の決定原則に沿ったものでございますので、これを最大限尊重すべきであるというふうに考えておきまして、今年度の給与改定に当たりましても人事委員会勧告を踏まえて決定したものでございますが、最終的には条例の提案権は知事にございますので、知事のほうで提案するという形になります。

飯田（満）委員

分かりました。知事に条例の提出権があるということなので、最終的には知事と議会の同意が必要だということですので、そこは理解をしたいと思います。

この質問の最後にしたいと思いますけれども、今回、26年度の人事委員会勧告と27年度の改正ですけれども、これは一遍に出さなきゃいけなかったですか。別々に出すということはできなかったのかどうか、そこだけお伺いしたいと思います。

柿木教職員企画課長

人事委員会勧告を受けまして、当然、その間にいろいろ労使で話し合いをしなければいけない部分もございまして、そうした中で、27年度の改定と、それから26年度の官民格差の解消と、それから、27年度からすぐに、4月1日から新たな給料表が適用されるものですので、これにつきましては、やはり同じ時期にやらせていただいたほうが速やかにいくのかなというふうに考えております。

必ずしも、2月に27年度分については改めて提案させていただくという方法がないわけではございませんけれども、今回、人事委員会勧告が26年度、27年度併せた勧告をされておりますので、そこは一緒に整理をして、今回提案をさせていただいたということでございます。

飯田（満）委員

分かりました。議決をする側としてみれば、給料が上がるのと下がるのを分けてほしかった。別々にしていただければうれしかったなという思いを持っておりまして、なかなかそうもいかなかったんだということで理解をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきたいと思います。道徳教育教材の私たちの道徳について質問させていただきたいと思っております。

10月21日ですけれども、文部科学大臣の諮問機関、中教審、中央教育審議会は、現在の教科で

ない小中学校の道徳を教科に格上げするように下村文科大臣に答申をして、文科省も今年度中に道徳に関する学習指導要領の改訂案と教科書の検定基準を示すということを述べております。

また、2018年度にも教科として実施するという事なんですけれども、現在、この道徳なんですけど、教科外活動として位置付けられていて、週1こま、小学校1年生が34時間、小学校2年生から中学3年生までは年間で35時間と。

しかしながら、この道徳時間の活用なんですけれども、学校とか学年、それから学級担任によっては、道徳の時間の活用、使い方というのが様々分かれておまして、例えば学級会とか、文化祭とか、音楽会とか、体育祭とかの準備や練習などに使っているというケースもありまして、おざなりに取り扱われているという、形骸化がされているということが指摘をされているのも事実だと思います。

その中で、道徳教育なんですけれども、これまで使用されてきた道徳教育用教材の心のノートが今年度から全面改訂されまして、私たちの道徳が全国の小中学校の児童・生徒に配布をされました。

そこで何点か伺ってまいりたいと思いますが、これまで道徳で使用されていた心のノートなんですけれども、本年度から改訂された私たちの道徳について、この内容における主な違いと私たちの道徳が作成された経緯について、まず伺っておきたいと思っております。

遠藤子ども教育支援課長

まず、心のノートでございますが、平成13年に、児童・生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく表して、道徳的価値について自ら考えるきっかけとするために出されました。私たちの道徳は、この心のノートを全面改訂して、今年度、全児童・生徒に配布されたものでございます。

この改定ですが、平成25年2月の教育再生実行会議の第一次提言の趣旨を踏まえまして、翌3月に設置されました道徳教育の充実に関する懇談会において検討が進められてございます。

私たちの道徳には、心のノートにはなかった読み物資料が多数掲載され、ページ数も大幅にふえてございます。また、児童・生徒の発達の段階を踏まえまして、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げるとともに、いじめ問題への対応、我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実が図られてございます。

飯田（満）委員

心のノートから私たちの道徳に今年度から全面改訂されて、児童・生徒に配布をされております。私も全て1・2年、3・4年、5・6年、中学生用と4種類の道徳教材、私たちの道徳を読ませていただきましたけれども、非常に分かりやすいのと、野球でいうイチロー選手だとか松井選手だとか、そういった方々の事例が書かれていて、それに対してどう思うかということをお家で話し合いなさい、地域の中で活用しなさいよということで配られているわけで、非常に良い教材だと思います。これは下村文科大臣、安倍総理の肝煎りで教育再生実行会議の中で決められて配られたものでありますけれども、非常に良いものだと私も思っております。

実はこの私たちの道徳なんですけれども、文部科学省から児童・生徒に対して、これを家庭へ持ち帰らせるように通知がござっております。文部科学省の初等中等教育局長名で2月に1回、それから教育課程課長から通知、これは5月。それから、同じくなんですけれども、教育課程課から7月に出されております。どういうことかといいますと、夏季・冬季の長期休業の際にも児童・生徒が本教材を持ち帰って、家庭や地域等でも活用できることが期待されているところであり、各位におかれましては、所管の学校に対し適切な御指導をお願いしますと、こういう通知が出さ

れているのであります。

そこで、こういう通知を出されているんですけども、文部科学省は、どうやらこれが持ち帰られていないのではないかとすることに気付かしまして、全国アンケート調査を行っております。私たちの道徳活用状況調査と題したアンケートなんですけれども、このアンケートの全国調査の結果について伺いたいと思います。

遠藤子ども教育支援課長

調査結果の全国の状況について、文部科学省は、まず、いまだ私たちの道徳を家庭に持ち帰るよう指導していない学校が一定程度存在する。また、学校における道徳教材の全体計画や年間指導計画に位置付けている学校が小中学校とも5割程度である。また、家庭や地域での書き込み等の活用を行っている学校の割合が低いなど、このように効果的な活用の面では課題が見られるというふうにしております。

飯田（満）委員

今回実施したアンケートの調査結果が実は私の手元にあるんですけども、これは生徒一人一人に配布をしてもらって、「学校に置いたままとせず家庭に持ち帰るように指導していますか」と、こういう設問なんです。全ての学級で指導しているというのは小学校で80.9%、中学校で72.7%、これだけ大多数の学校、学級で持ち帰れるように指導しているというふうに結果は出ているんです。しかし、この数字が本当に正しいのかどうかというのは疑問を実は私は持っておりまして、神奈川県今回のアンケート、これは全国でやっているわけですけども、神奈川県の調査の結果についてお知らせいただけますか。

遠藤子ども教育支援課長

政令市を含んだ数値でお答えいたします。

7月の全国調査では、「学校に置いたままとせず家庭に持ち帰るように指導していますか」という問いに対しまして、「全ての学級で指導している」と回答した小学校が73.2%、中学校が57.2%でございました。

指導していない理由としては、児童が授業のときに忘れないよう、紛失しないよう教室に置かせていたといった理由ですとか、道徳の時間だけでなくいろいろな場面で活用しているので、長期休みの前だけ家庭に持ち帰らせるようにしているといった理由などが上がっております。

飯田（満）委員

是非ここで共通認識を持たせてもらいたいんですけども、全ての学級で指導しているというのは、学級担任が児童・生徒に持って帰りなさいよということを伝えて、生徒が持って帰っているということによろしいでしょうか。

遠藤子ども教育支援課長

趣旨は全ての学級で指導しているかということですので、指導をしているということでございます。持ち帰っているかどうかという部分に関しては、指導に従わない子、また持ち帰らない子がいることは、可能性はございます。

飯田（満）委員

全ての学級で指導している、ということは担任の先生が生徒に持ち帰りなさいよということを指導しているわけでありまして、持って帰ってなければ生徒が悪いということによろしいですか。

遠藤子ども教育支援課長

悪いとかという問題ではないと思います。やはり指導の仕方にも問題はあるというふうに捉えております。

飯田（満）委員

世間一般的に考えると、担任の先生が私たちの道徳を生徒に配布をして、これ持ち帰りなさいよと指導すれば、普通の生徒だったら持ち帰ると思うんです。こういう性善説で考えていきたいと思うんですけれども、先ほど課長から答弁いただいた神奈川県はどうかというと、小学校856校で627校が持って帰っていると。持って帰るように指導していないというのが、小学校856校で110校あるんです。これはもう論外ですね。文部科学省は、私たちの道徳を生徒に持って帰らせるように指導しなさいと言っているわけでありまして、指導していないということ自体、そもそも論外、110校。それから、一部に指導していない学級があるというのが119校、これも私は駄目だと思います。

それで、小学校856校中73.2%、627校が全ての学級で指導しているということなんですけれども、本当にこれが指導されているかどうかなんです。私も調査させていただきました。私の近くの小学生に調査をさせていただきましたけれども、持って帰ってきているかと言ったら、家庭に持って帰ってきていないです。配られたかという問いに対しては配られたと。その私たちの道徳はどこにあるんですかと聞いたら、教室の後ろの段ボールの中に入っていますと言うんです。こういう状況をどのようにお考えになりますか。

遠藤子ども教育支援課長

文部科学省は、私たちの道徳の活用につきましては、家庭・地域の活用、児童・生徒の主体的な活用を促されるように、家庭と連携を図って適切な配慮を行ってくださいますとしておりまして、この私たちの道徳が全児童・生徒に配布されたことを鑑みますと、各学校においては、作成意図のとおり活用されなければならないと考えております。

飯田（満）委員

もう一度申し上げますね。私たちの道徳、これを持ち帰らせなさいということで文部科学省は通知を出しています。持ち帰っていないで教室の後ろの段ボールの中に置きっ放しだと。もう一点付け加えて言うならば、この私たちの道徳を使って、教材を使って道徳の授業が行われたかと言ったら、一回も開いていないと言うんです。こういう状況に対していかがでしょうかという質問です。

遠藤子ども教育支援課長

持ち帰るように指導しなさいというふうに言われていることでございますので、持ち帰らなければならない、また、そういうふうにしていかなければならない。また、箱に入ったままというのやはりまずいと思いますし、配布されていないということについてもまずいというふうに考えております。

飯田（満）委員

下村文部科学大臣又は文部科学省が、私たちの道徳の教材を学校に備え置くのではなく、児童・生徒が家庭に持ち帰って家庭や地域等でも活用できるよう、対象児童・生徒一人一人に確実に配布してくださいと、こういう通達を出しているのでありまして、そもそも学校にあるということが、私はこの通達に対して違反というか、指示に従っていないと思うんですけれども、大臣や文部科学省からのこういう通達に対して学校が従わなかったということに対しては、処分とかはあるんでしょうか。どのように処理をされるんでしょうか。

遠藤子ども教育支援課長

対象の市町村立の小中学校の場合におきましては、それぞれの設置者である市町村教育委員会が学校に対して指導を行うということになると思います。

飯田（満）委員

所管の教育委員会が学校に対してちゃんと指導しなきゃいけない、指導は多分したんですけども、学校の学級担任がそれに従っていないということでもよろしいでしょうか。

遠藤子ども教育支援課長

各学校で、学級で指導しているということですので指導している。また、その学校が指導していない学校である可能性も含まれるかと思えます。私ども県の教育委員会といたしましては、9月に7月の調査を行いました。その後どうなっているかということで、11月にも独自で調査をさせていただいています。その結果、全ての学級で指導していると回答した小学校が88.1%、中学校は84.3%でございました。学校数は上昇していますが、まだ指導できていない学校もあるということですので、県教育委員会から市町村教育委員会に対しまして、各学校において家庭への持ち帰りが指導されるよう要請しております。

笠原教育参事監

飯田委員の御質問にございましたように、文部科学省のほうから適切に持ち帰らせるようにという通知が、ここ都合3回出ております。それに対して100%出ていないという状況に対しては、県の教育委員会として市町村教育委員会に対し指導する必要があると考えておりますし、今、課長が申し上げましたとおり、途中の段階で1回調査をさせていただきました、問題であるというふうに認識をいたしましたので。でも100%になっておりませんので、引き続き100%になるように、県として市町村教育委員会に指導してまいります。

飯田（満）委員

もう年度がスタートして、今12月です。あと3箇月、4箇月もすれば今年度はもう終わってしまいます。また、あと間もなくしますと子供たちは冬休みを迎えますので、時間はありませんけれども、やはり文部科学大臣、文部科学省が持ち帰らせなさいと。一旦持ち帰って、また学校に持ってきたというんだったら話は別なんですけれども、持ち帰っていないという状況が明らかになっている以上は、100%の数字を是非神奈川県内、全国もそうですけれども、100%という数字を出さなければ私ほうそだと思うんです、いけないと思うんです。

是非そこはお願いしたいと思いますが、具体的にどういう方法で100%を目指していただけますか。

笠原教育参事監

一つは、今申し上げましたように市町村教育委員会に対して指導させていただきますが、もう一つの方法としては、県の校長会等、具体的に学校現場に関わっている方々に対しても、私どもそこに直接伺いまして現状をきちっと把握させていただきながら、この文章を読み込んで、校長としてしっかりやっていただきたいという、そのあたりのところまでは考えていきたいと思っておりますし、この間も実際のところ校長会でも、そういう状況が散見されると、各学校長として責任を持って対応していただきたいということについては、実は働き掛けを行っております。ですから、引き続きそういった部分も含めて継続的に対応はしてまいりたいというふうに考えております。

飯田（満）委員

分かりました。是非お願いをしたいと思います。

言ったら言いつ放しということではなくて、また更に調査を掛けていただいて、本当に100%になったかどうかということをして是非御報告を頂きたいんですけれども、いかがでしょうか。

笠原教育参事監

委員御指摘のとおり対応させていただきまして、その調査をさせていただいた報告については、機会を捉えて御報告させていただきたいと思います。

飯田（満）委員

ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

これは国民の税金を使って作られた私たちの道徳でありますし、これを活用しなきゃいけないと思うんです。2年生と4年生と6年生はまた新たな私たちの道徳教材になります。せっかく配られたものが使われなかった、家庭に持ち帰られなかったではいけませんので、是非今配られているものは100%という数字にしてもらって、また進級をしていただいて、また新たに私たちの道徳教材を使ってもらいたい。是非信じておりますので、100%にさせていただくべく要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。